

標津町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

平成 27 年 4 月 1 日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障がい者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障がい者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 「障がい者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障がい者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法第 123 号。以下「障がい者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（※次の①～③の全てを満たすもの）

① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上

（４） 障がい者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目等

町が発注する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給できるものとする。

6 調達の目標

物品等の調達に当たっては他の業者との公平性を損なわないよう配慮し、適正な予算の執行に努めながら障がい者就労施設等からの優先調達の可能性について十分検討の上、調達するものとする。

7 調達の推進方法

（１） 保健福祉センターでは、障がい者就労施設等から提供可能な物品、役務等について情報収集し、これらの情報を基に各課に対して情報提供を行うものとする。

（２） 各課においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図るものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

（１） この方針を策定または見直ししたときは、町ホームページ等により公表する。

（２） 調達実績については、翌年度の 6 月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

9 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉センター社会福祉担当とする。